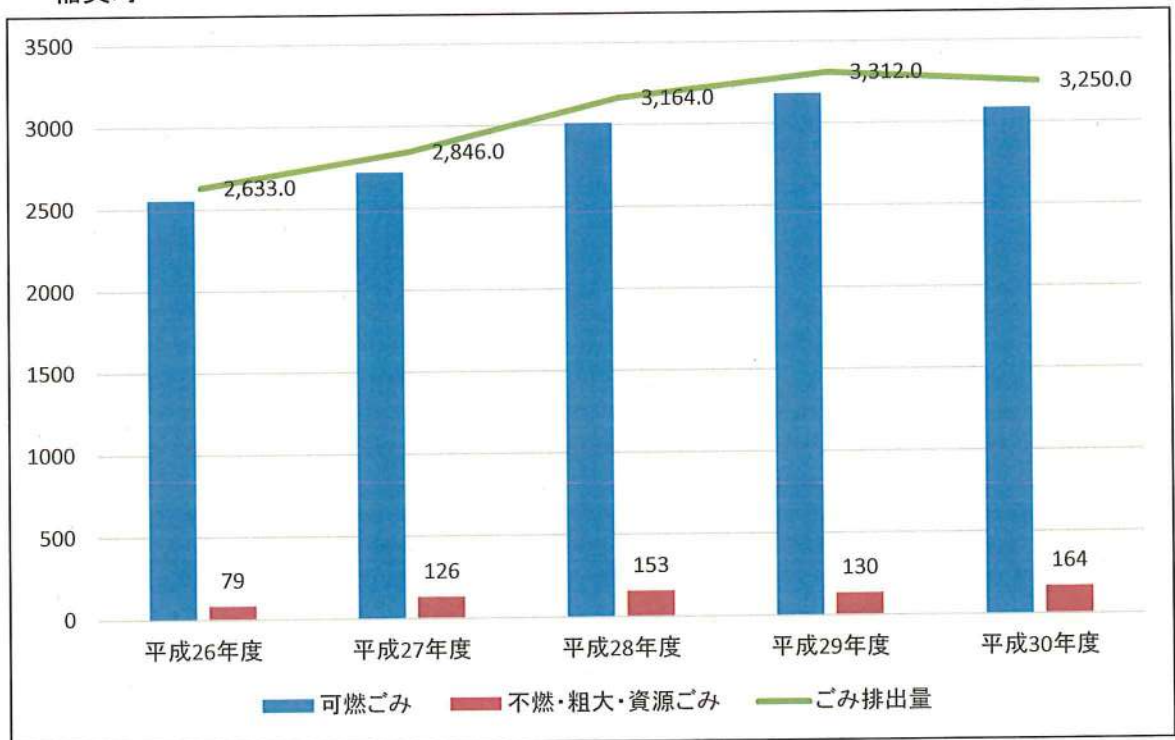
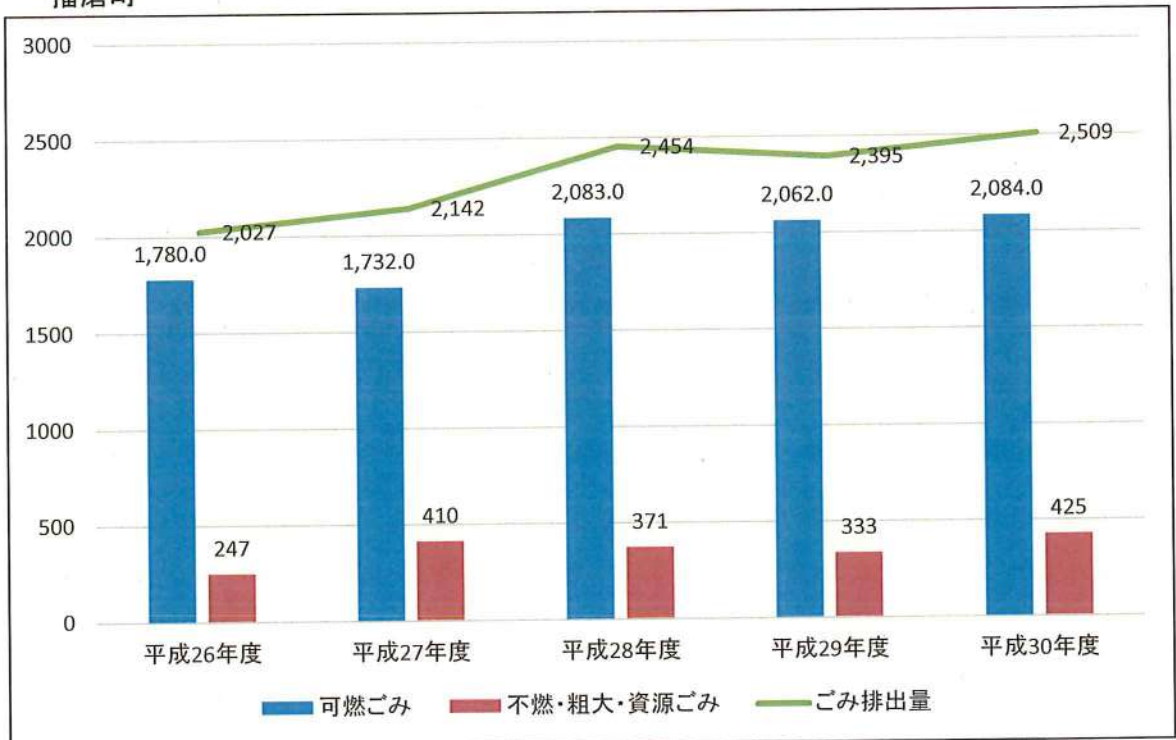


②事業系ごみ
稲美町

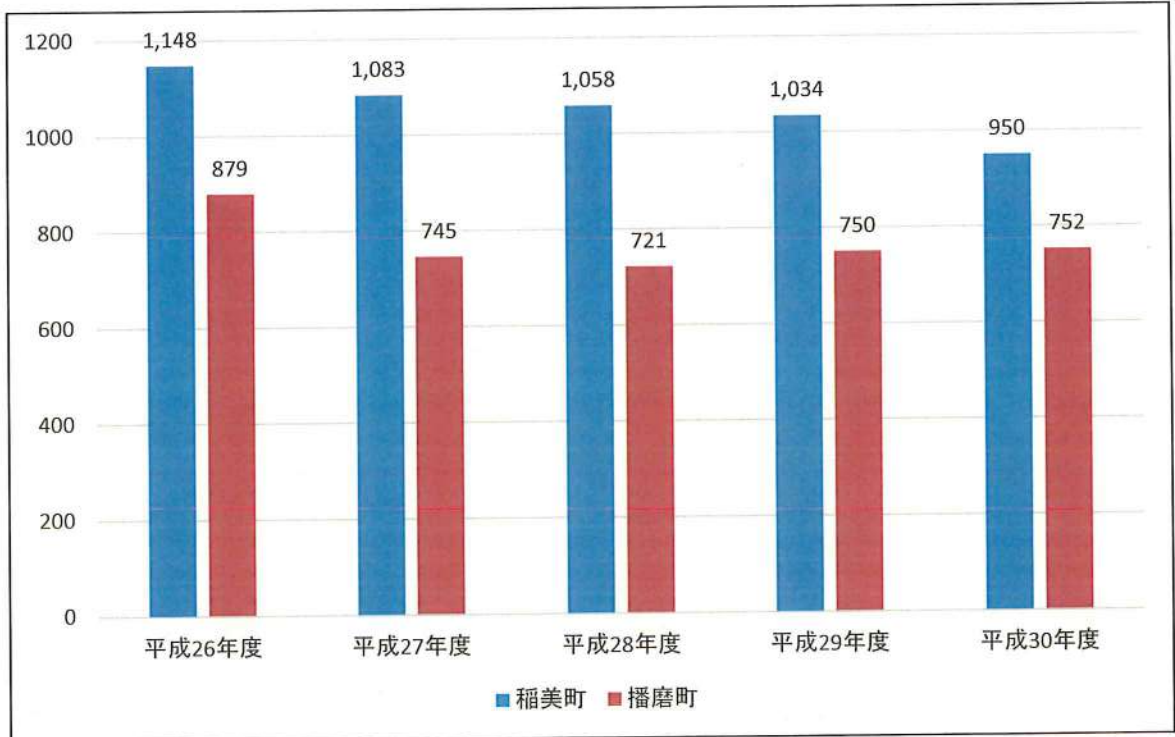


播磨町



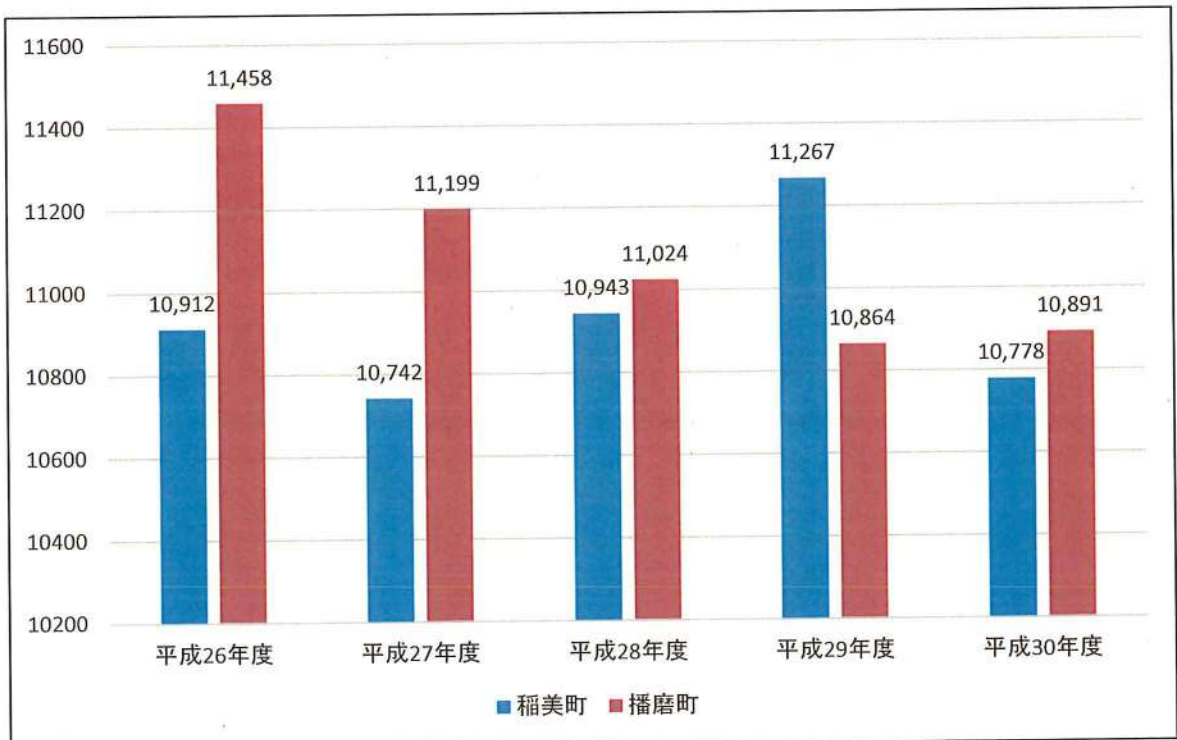
※資料：一般廃棄物実態調査結果

集団回収量の推移



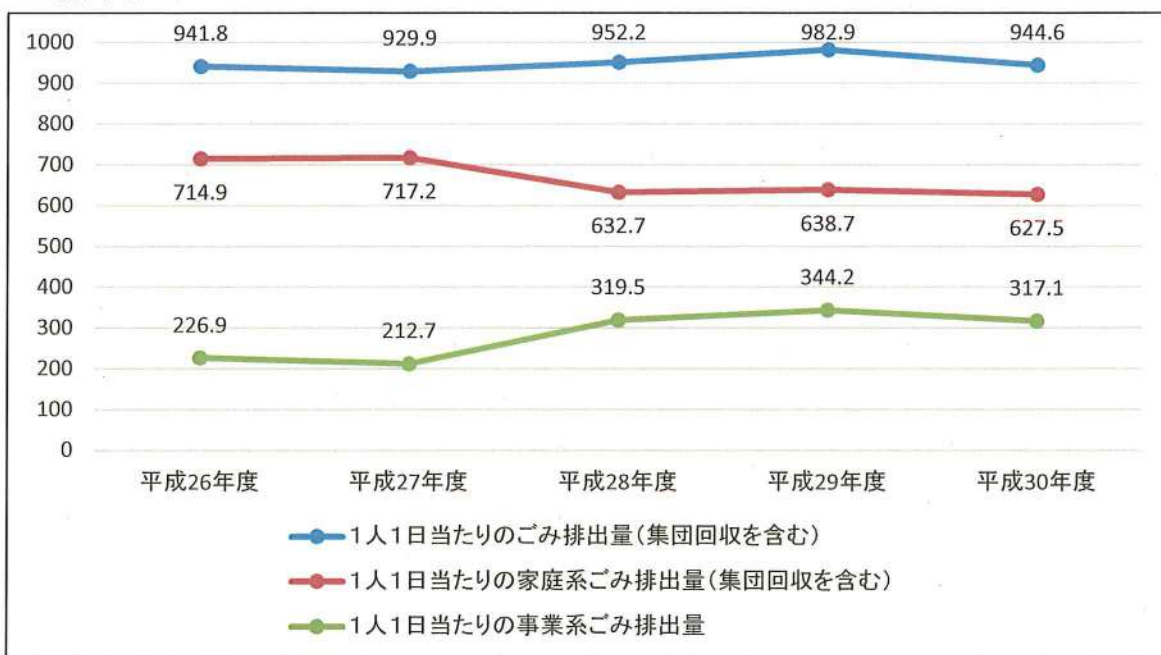
※資料:一般廃棄物実態調査結果

ごみ総排出量の推移

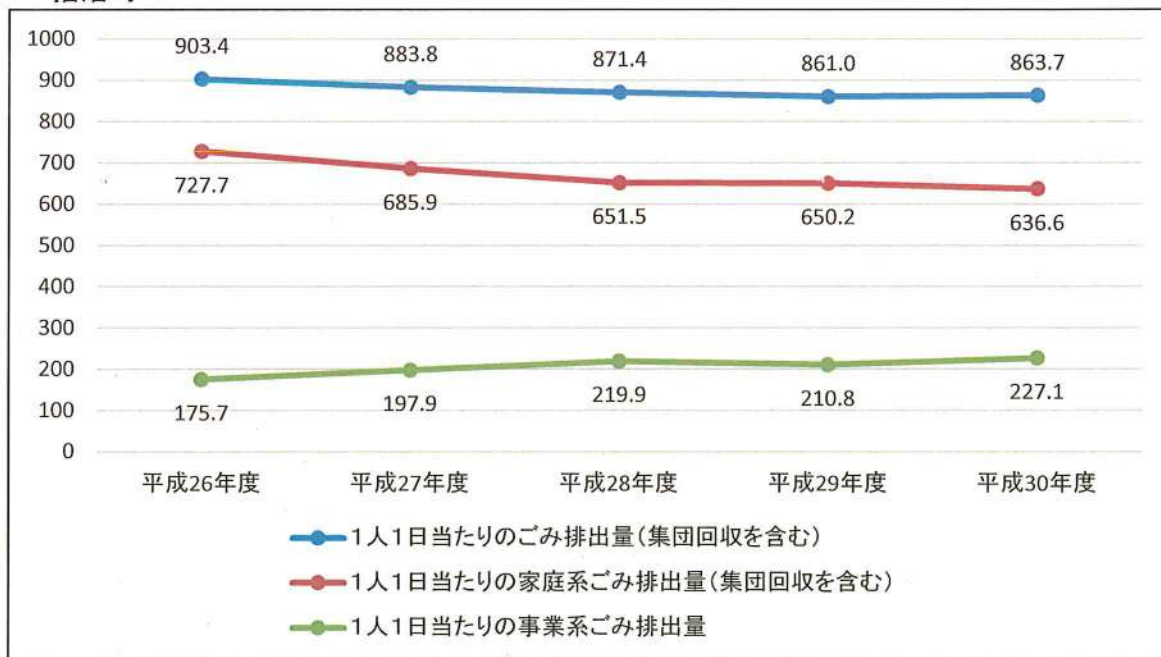


※資料:一般廃棄物実態調査結果

1人1日当たりのごみ排出量の推移
稲美町



播磨町



※1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)＝ごみ総排出量/総人口/年間日数

※1人1日当たりのごみ排出量【家庭系】(g/人・日)＝家庭系ごみ量/総人口/年間日数

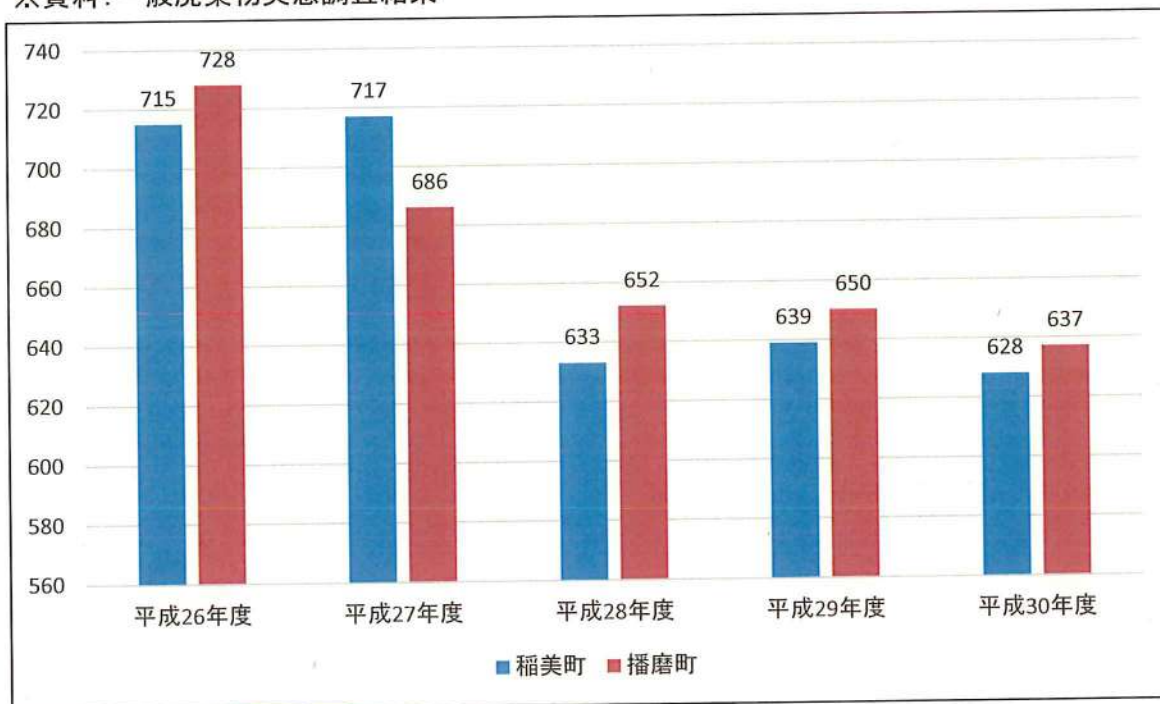
※1人1日当たりのごみ排出量【事業系】(g/人・日)＝事業系ごみ量/総人口/年間日数

家庭系ごみの1人1日平均排出量の推移(実績)

単位:g/人日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲美町	715	717	633	639	628
播磨町	728	686	652	650	637

※資料:一般廃棄物実態調査結果

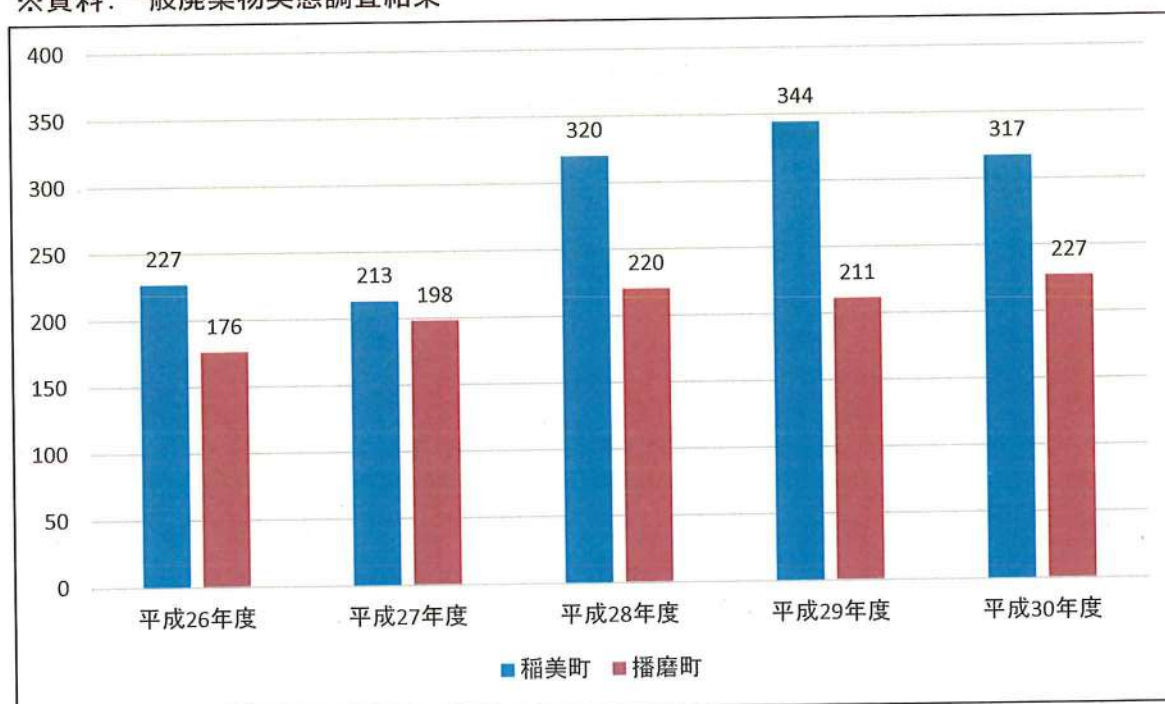


事業系ごみの1人1日平均排出量の推移(実績)

単位:g/人日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲美町	227	213	320	344	317
播磨町	176	198	220	211	227

※資料:一般廃棄物実態調査結果



3-8-2 ごみの性状

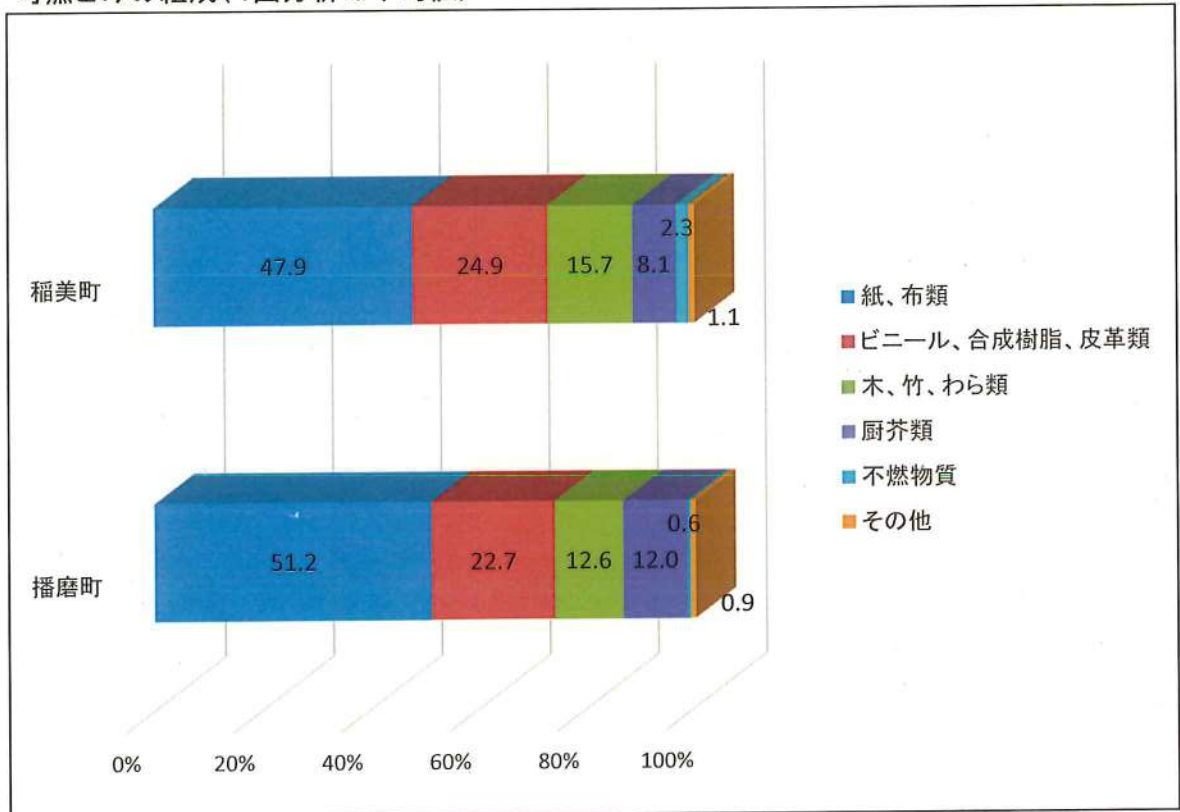
本圏域における平成30年度の可燃ごみの組成を下の図に示します。

稲美町の組成では約48%が紙・布で、次いでビニール類・合成樹脂が約25%、木くず等の木質系が約16%、厨芥類が約8%となっています。播磨町の組成では約51%が紙・布で、次いでビニール類・合成樹脂が約23%、木くず等の木質系と厨芥類がほぼ同じ割合の約12～13%となっています。

稲美町のごみ質では、可燃分が約51%、灰分が約12%、水分が約37%となっています。一方、播磨町のごみ質は、可燃分が約54%、灰分が約6%、水分が約40%となっています。

両町を比較すると、稲美町の灰分が高いのは可燃ごみの中に不燃物が多いこと、播磨町の水分が高いのは厨芥ごみが多いことが要因となっています。

可燃ごみの組成(4回分析の平均値)



【稲美町】

単位；%

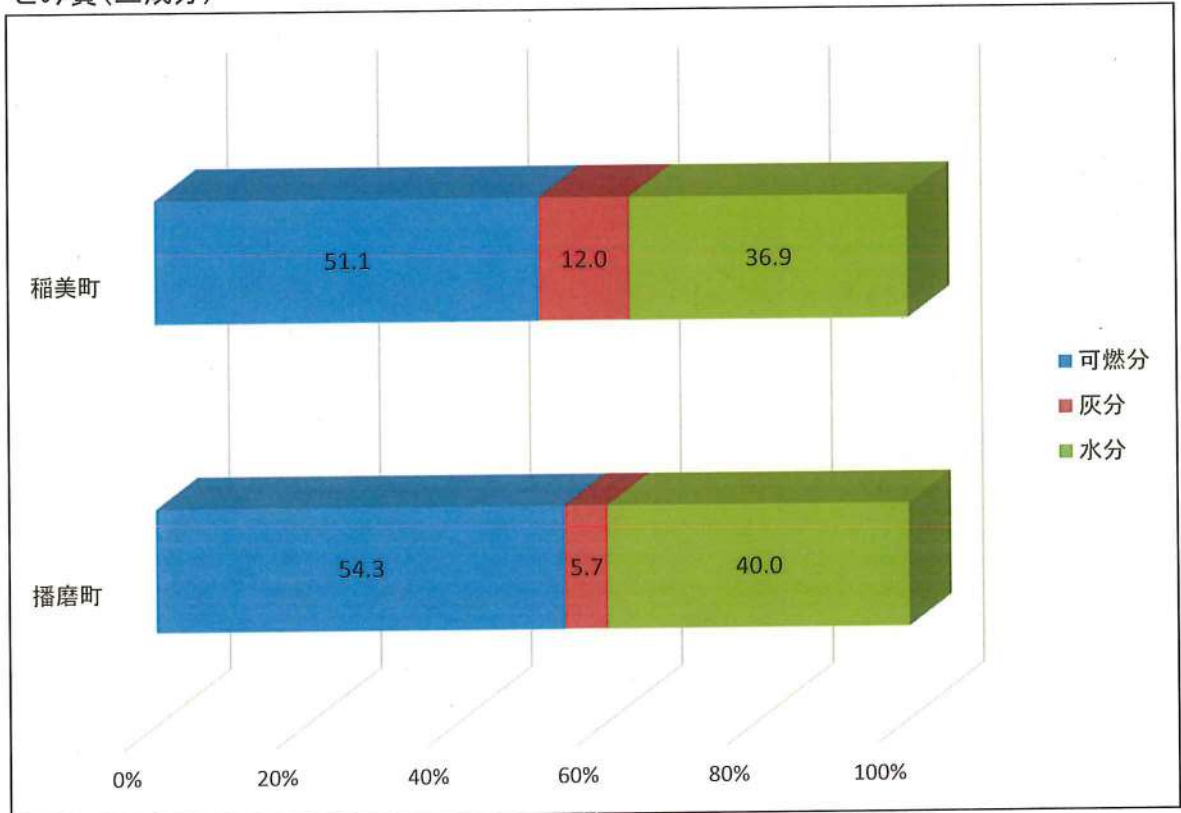
採取年月日		紙、布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物質	その他
平成30年度	5月16日	44.5	24.5	19.7	6.8	3.6	0.9
	8月7日	45.6	40.0	8.1	5.2	0.0	1.1
	11月20日	62.6	17.0	7.1	12.0	1.1	0.2
	2月27日	39.0	18.1	28.0	8.0	4.6	2.3

【播磨町】

単位；%

採取年月日		紙、布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物質	その他
平成30年度	4月6日	52.8	22.8	9.0	12.5	1.6	1.3
	7月13日	58.8	17.6	14.5	8.1	0.0	1.0
	10月5日	48.7	17.8	23.0	9.6	0.1	0.8
	1月11日	44.5	32.7	3.9	17.8	0.5	0.6

ごみ質(三成分)



【稲美町】

単位;%

採取年月日		可燃分	灰分	水分
平成30年度	5月16日	57.5	17.9	24.6
	8月7日	44.2	9.7	46.1
	11月20日	39.8	8.3	51.9
	2月27日	63.0	11.9	25.1

【播磨町】

単位;%

採取年月日		可燃分	灰分	水分
平成30年度	4月6日	53.7	5.8	40.5
	7月13日	54.2	4.9	40.9
	10月5日	54.4	5.3	40.3
	1月11日	54.9	6.7	38.4

平成28年度からの可燃ごみ質の低位発熱量の推移について下記の表に示します。

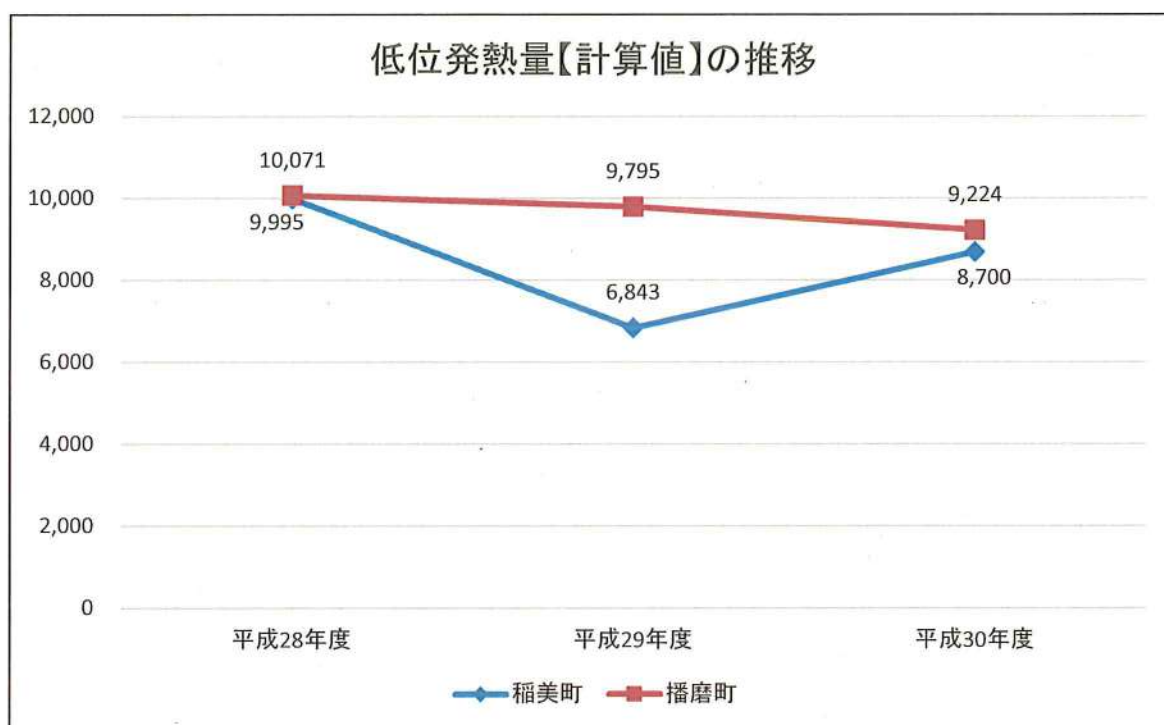
可燃ごみの低位発熱量の推移(実績)

単位;t

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
焼却処理量	稲美町	9,321	9,646	9,323
	播磨町	9,115	12,519	12,318
	圏 域	18,339	18,385	18,517
低位発熱量【計算値】 (KJ/kg)	稲美町	9,995	6,843	8,700
	播磨町	9,306	9,102	9,224
低位発熱量【実績値】 (KJ/kg)	稲美町	12,325	7,653	8,525
	播磨町	10,071	9,795	9,966

※焼却処理量に破碎可燃を含みます。

播磨町は、高砂市の事業系ごみを含みます。



【稲美町】

単位;KJ/kg

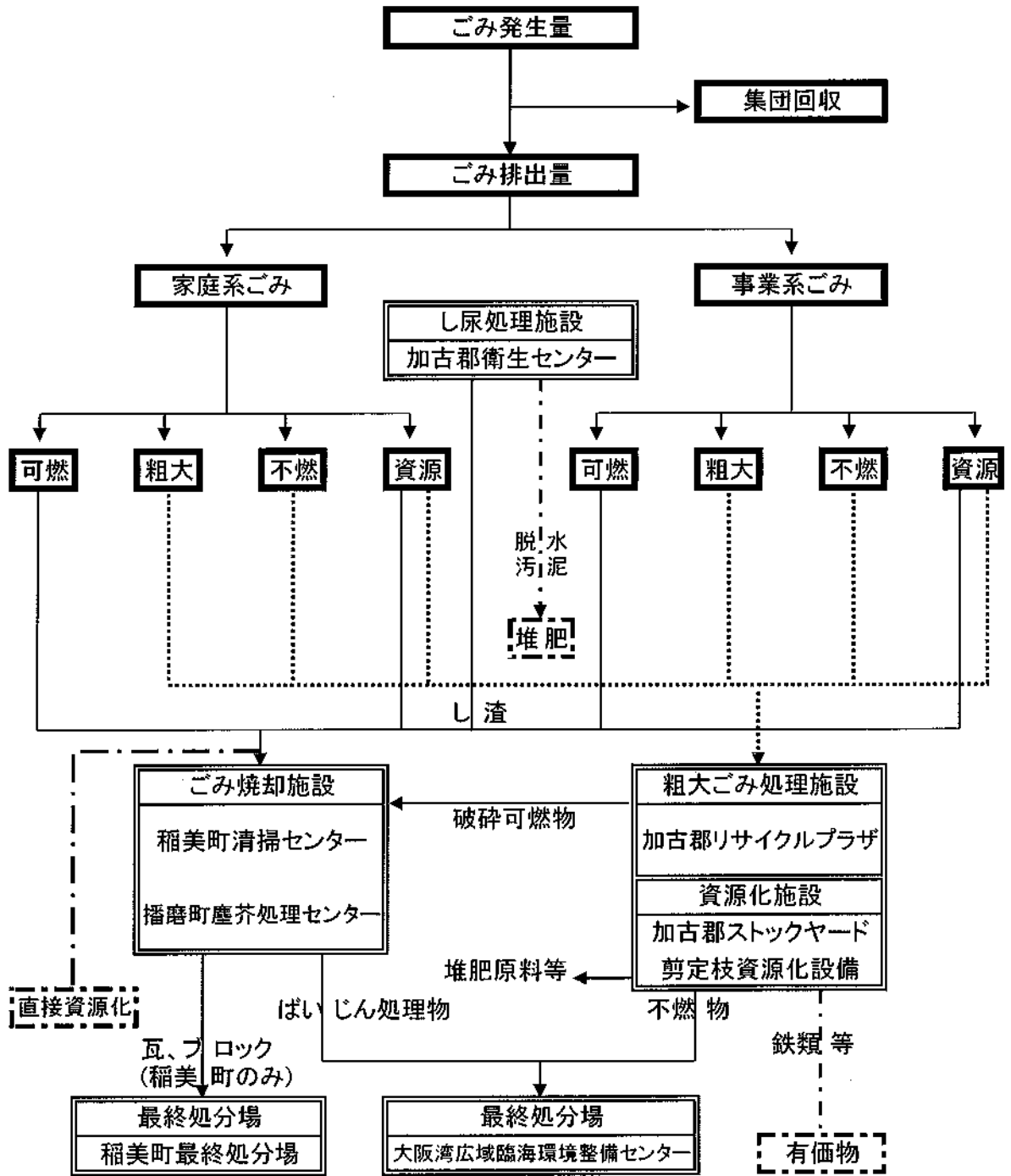
採取年月日		計算値	実測値
平成30年度	5月16日	10,200	11,700
	8月7日	7,200	7,030
	11月20日	6,200	6,150
	2月27日	11,200	9,220

【播磨町】

単位;KJ/kg

採取年月日		計算値	実測値
平成30年度	4月6日	9,100	9,829
	7月13日	9,184	9,875
	10月5日	9,234	9,632
	1月11日	9,377	10,528

3-8-3 ごみ処理の流れ



※平成29年2月から令和4年3月までの間、高砂市排出の可燃ごみの事業系の一部を播磨町塵芥処理センターにて処理を行います。

4 ごみ処理行政の動向と課題

4-1 ごみ処理行政の動向

4-1-1 国の動向

(1) 廃棄物処理法の基本方針(平成28年1月)

国は、「廃棄物処理法」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物の減量化に関して、当面、令和2年度を目標年度として、排出量、再生利用量、最終処分量の目標を個別に設定しています。(基準年度：平成24年度)

- ◎目標： 排出量 約12%削減
再生利用量 約27%
最終処分量 約14%削減

(2) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月)

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものであり、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりなど、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え災害対策や地球温暖化対策の強を目指し広域的視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることとされています。

- ◎目標： リサイクル率26%(目標年度：平成29年度)

(3) 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられています。

また、循環型社会形成に関する取組指標として概ね2025年までに一般廃棄物の減量化に係る目標値などが設定されています。(基準年度：平成12年度)

- ◎目標： 1人1日当たりのごみ排出量 850 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 440 g/人・日
事業系ごみ排出量 約1,100万t/年
※ごみ排出量：計画収集、直接搬入、集団回収に事業系を含む一般廃棄物の排出量
※家庭系ごみ排出量：集団回収量、資源ごみ等を除いた値
災害廃棄物処理計画の策定 都道府県：100% 市町村：60%

【地方公共団体の役割】

- 廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施
 - 住民の生活に密着した循環システムの構築(市町村)
 - 自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行
- <具体的な内容の例>
- ・プラスチックの排出抑制に向けた周知
 - ・食品ロス削減のための地域全体での取組み推進
 - ・廃棄物の分別収集の徹底
 - ・災害廃棄物処理計画の策定
 - ・地域における環境教育、環境学習の場の提供

4-1-2 兵庫県の動向

(1) 兵庫県廃棄物処理計画(平成30年8月)

兵庫県廃棄物処理計画は、兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画として、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく法定計画として位置づけられています。

令和7年度を最終目標年度として目標値が設定されています。(基準年度：平成24年度)

◎目標： 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 463 g/人・日

最終処分量 185千t

再生利用量 約22%

【一般廃棄物】

県民1人1人の削減努力を反映し、より意識を高めるため、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を重点目標として設定

<削減を見込んだ主な対策>

① 食品ロス削減(家庭系)

1人当たりの食品ロスを平成26年度比で令和2年度に20%、令和7年度に30%削減

② 容器包装リサイクルの徹底による分別収集量の増加(家庭系)

プラスチックなど容器包装廃棄物の回収量を平成27年度比で令和2年度に約7%、令和7年度に約15%増加

③ 古紙再生利用(家庭系)

市町による集団回収支援で可燃ごみ中の資源紙を平成27年度比で令和2年度に20%、令和7年度に40%削減

④ 紙ごみ分別徹底(事業系)

紙ごみを平成27年度比で令和2年度に40%、令和7年度に50%削減

⑤ 食品ロス削減(事業系)

食べきり運動等の普及啓発で、食べ残しを平成24年度比で令和2年度に20%、令和7年度に30%削減

⑥ セメントリサイクルの推進(共通)

令和2年度に平成27年度比で1.4万t増加、令和7年度に施設能力を最大限活用(1.6万t増)

(2) 第4次兵庫県環境基本計画(平成26年3月改定)

平成26年3月に改定された第4次兵庫県環境基本計画では、地域に根ざした環境づくりのあり方として、「地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現」を基本理念に掲げています。

環境施策の具体的な展開方向としては、「「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～」において、本計画に特に関連する事項が定められています。

平成30年度を最終目標年度として目標値が設定されています。(基準年度：平成23年度)

◎目標： 一般廃棄物最終処分量 10%削減

<具体的な取組内容>

- ・ごみ減量化の促進
- ・廃棄物系バイオマスの利活用
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり
- ・公共関与による適正な最終処分の推進
- ・温暖化に配慮した廃棄物処理の促進
- ・廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進
- ・未利用木質系バイオマスの利活用

4-2 ごみ処理の課題

4-2-1 ごみ処理の広域化

東播臨海広域市町圏2市2町では、平成19年からごみ処理に関する施策、事業の広域化について検討を進めてきました。

令和4年度から、高砂市での可燃ごみ及び不燃粗大ごみの広域処理が開始されます。

広域処理施設の処理対象以外の資源ごみなどについては、引き続き、本圏域内で適正処理を行うとともに、広域処理施設搬入前に分別を要するふとん等の長尺ごみなどの運搬など中継業務を含み地域の特性に基づいた効率の良い収集運搬体制の構築をはかります。

4-2-2 ごみ減量化の推進

広域処理施設が稼働するまで、既存処理施設の負荷軽減と最終処分量の減量化をはかることに加え、特に可燃ごみについては、広域の可燃ごみ処理施設は、平成21年度の可燃ごみ排出量の全国平均742g 人・日を基に施設規模を設定しており、平成25年度の段階で可燃ごみの処理可能量を、稲美町が563t、播磨町が138t超過しており、より一層のごみ減量化の推進が必要です。

4-2-3 事業系ごみの排出抑制

事業系可燃ごみが増加しており、特に稲美町においては、家庭系ごみの削減努力が事業系ごみにより圧迫されている状況になっています。

事業系ごみの適正排出及び適正処理の周知をはかるとともに、減量対策としての指定ごみ袋制度や食品ロス防止の資源化などの啓発と指導が必要です。

4-2-4 資源化の推進

本圏域におけるリサイクル率は、過去は高い水準あったものの、近年は減少傾向にあり、全国平均や類似団体と比較して低くなっています。

分別内容が悪化しており、資源となるペットボトル、紙類、空き缶などが可燃ごみとして排出されています。再度、ごみ分別意識の向上をはかる必要があります。

廃プラスチックについても、「プラスチック資源循環戦略」に基づき取り組むべき施策について検討する必要があります。

4-2-5 不法投棄防止

ごみステーションなどに不法投棄されるごみが増加しており、適正な処理を行うことための支障となる場合があります。

不法投棄は重大な犯罪であり、今後、監視カメラの設置などの対策をはかる必要があります。

4-2-6 分別収集品目の見直し

令和4年度から広域処理を行うことから、できる限り2市2町の分別収集品目を合わせるとともに、広域処理施設の受入基準に合わせる必要があります。

そのため、令和4年度に向け、ごみの分け方・出し方等を見直し、住民に周知、協力を依頼する必要があります。

4-2-7 最終処分

がれき類については、稲美町では稲美町安定型処分場において、播磨町は大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)において埋立を行っており、焼却残渣についても、稲美町の一部のセメントリサイクル((公財)ひょうご環境創造協会・住友大阪セメント(株))を除き、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立を行っています。

大阪湾広域臨海環境整備センターの事業の見直しに応じて、セメントリサイクルの取り組みを本格化するなどの検討が必要です。

5 ごみ処理基本計画

5-1 ごみ処理基本計画

5-1-1 基本理念及び基本方針

①基本理念

- ① 「持続可能な循環型社会」の構築を目指します。
- ② 生活環境の保全を図り、公衆衛生の向上となる適正処理を行います。

②基本方針

本計画の基本理念は、循環型社会形成推進基本法の理念に則ったものですので、基本方針においても、発生抑制及び循環的な利用、適正処分とする取組を示すものです。

これらの取組を進めることによりごみの減量化を促進し、その上でなお処理しなければならない廃棄物については、安全かつ衛生的に適正な処理をする体制整備をはかることが重要になります。

ごみ処理の現状と課題を踏まえ、今後のごみ処理については住民、事業者及び行政の相互理解と協力のもとに、長期的・総合的な視点から、計画的かつ効果的な施策の推進をはかっていきます。

また、適正な循環利用や適正処分を進める上で必要性を踏まえ、本圏域を超える他の市との連携等による広域的な取組をはかります。

- ① 発生抑制の推進 ; ごみになるものをできるだけ減らす。減量化＝リデュース
- ② 再使用の推進 ; 不要になったものはできるだけ繰り返し使う。再使用＝リユース
- ③ 資源化の推進1 ; 繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルする。再生使用＝マテリアル・リサイクル
- ④ 資源化の推進2 ; 資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用する。熱回収＝サーマル・リサイクル
- ⑤ 適正処理の推進 ; 捨てるしかない物は、環境を汚染しないよう、ごみの種類に応じた処分をする。

5-1-2 計画目標年次

本計画では、ごみ処理基本計画策定指針の趣旨に従い、長期的な施策の検討を行うため計画策定時から10年目の平成32(令和2)年度を計画目標年次として、平成28年度に見直ししましたが、令和4年度からの取り組みとなる「プラスチック資源循環戦略」への対応や2市2町の広域処理が始まることから、最終目標年度を令和3年度として計画を1年間延長することとします。

5-2 ごみ処理基本計画目標

本圏域における数値目標については、基本方針で描く将来像を目標にしながら、地域の実情に即し、国の基本方針や兵庫県計画にて設定されている値との整合を考慮することを基本とします。

計画最終目標年次である令和3年度のごみ処理基本計画目標を次の表に示します。

(令和3年度 ごみ処理基本計画目標)

総排出量	21,340t以下とする。			
	稲美町	10,665 t	播磨町	10,675 t
可燃ごみ焼却量	17,770t以下とする。			
	稲美町	8,691 t	播磨町	9,079 t
資源化量 資源化率	4,870t 22.9%以上とする。			
	稲美町	2,190t 20.6%	播磨町	2,680t 25.1%

ごみ処理基本計画目標は、各種ごみ減量施策、分別収集及び啓発活動により、下記の目標を設定したものです。

- ①ごみ総排出量は、平成26年度以降の直近5年間の実績に対し99%以下とします。
- ②可燃ごみ焼却量は、広域処理の目標値とします。
稲美町の可燃ごみ焼却量には、プラスチック容器包装類、可燃残渣、不燃残渣を含みます。
播磨町の可燃ごみ焼却量には、可燃残渣、不燃残渣を含みます。
- ③資源化量及び資源化率は、平成28年度以降の直近3年間の実績を出来る限り維持します。

排出原単位となる数値は以下のとおりです。

(平成26～30年度直近5年間 平均ごみ処理実績)

総排出量	21,556t				
	稲美町	10,773 t	播磨町	10,783 t	
可燃ごみ焼却量	18,016t				
	うち可燃ごみ	稲美町	8,986 t	播磨町	9,030 t
			8,602 t		
資源化量	3,906t 17.7%				
資源化率	稲美町	1,816t 16.6%	播磨町	2,090t 18.9%	

※播磨町の可燃ごみ焼却量に高砂市の事業系ごみは含んでいません。

5-3 目標達成のための指針

本圏域住民、事業者、行政が一体となり推進する目標達成のための指針について下記に示します。

(基本指針)

【住民】

- ・省エネルギー型への転換や必要なものを必要量だけ購入する等の生活様式の見直しを行いましょう。
- ・買い物袋(マイバック)を持参しましょう。
- ・不法投棄に注意しましょう。(行政に連絡をお願いします。)
- ・野焼きはやめましょう。
- ・行政施策に協力しましょう。
- ・環境委員又は衛生委員の指導、助言活動に協力して減量化・分別収集・資源化の推進に努めましょう。

【事業者】

- ・行政施策に協力しましょう。
- ・グリーン購入を推進する、簡易包装等への転換など、減量化及び資源化の具体的目標を設定し、それぞれに取り組みましょう。
- ・ごみの不適切排出・不法投棄や野焼きを行わず、法令・条例等に遵守したごみ処理を行いましょう。

【行政】

- ・排出の実態把握及び排出量の把握に努めます。
- ・減量化、資源化目標の設定をします。
- ・減量化、資源化、適正処理の周知、啓発活動を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザ等を有効活用し、3R・環境に関する学習する場所や情報発信に努めます。
- ・環境委員又は衛生委員研修会、環境出前講座の開催し、住民に対し3Rや環境に対する知識や情報の習得に努めます。
- ・環境委員又は衛生委員の活動推進を支援します。
- ・事業者に対し適正処理の啓発・推進、ごみステーションへの便乗排出の抑制、自ら処理できない場合の許可業者への処理委託を誘導します。
- ・多量排出事業者の指導を行います。

(発生抑制に関する指針)

【住民】

- ・過剰包装、使い捨て容器、トレイ商品等の購入をできる限り控えましょう。
- ・可燃ごみの減量化、生ごみ処理容器等による堆肥化、生ごみの水切りによる排出時の減量化に努めましょう。

【事業者】

- ・使い捨て容器の使用抑制、自主回収ルートを構築しましょう。
- ・マイバッグの活用支援とレジ袋を削減しましょう。
- ・過剰包装を抑制しましょう。
- ・原材料の選択、製造工程の工夫で排出廃棄物を抑制しましょう。
- ・耐久性のある製品の製造、販売を促進しましょう。

【行政】

- ・マイバッグ持参運動による包装廃棄物の減量化を推進します。
- ・発生抑制と減量化に関する情報の提供、周知、啓発を行います。
- ・多量排出事業者に対して、発生抑制と減量化要請を行います。
- ・イベントごみの減量を推進します。
- ・事業系ごみの施設搬入時の展開検査を強化します。
- ・事業系可燃ごみ指定袋制度を推進します。(稲美町)

(再使用に関する指針)

【住民】

- ・リサイクル製品を積極的に使用しましょう。
- ・フリーマーケット等を活用し再使用に努めましょう。

【事業者】

- ・再利用しやすい商品の製造、販売を行いましょ。
- ・マイバッグの活用支援とレジ袋を削減しましょ。
- ・再利用可能な商品等の表示及び販売促進に積極的に取り組みましょ。
- ・再利用可能な商品の事業所内での使用に努めましょ。

【行政】

- ・リサイクル協力店の紹介、販売店頭回収品の周知を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザでの再生品の利用を促進します。
- ・公共施設における再利用可能な商品の購入・使用を行います。

(資源化に関する指針)

【住民】

- ・分別収集による資源化に努めましょ。
- ・集団回収による資源化に努めましょ。
- ・店頭回収等を積極的に利用しましょ。
- ・フードドライブに協力しましょ。(コープこうべで常時受付)
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に則って適正に資源ごみを排出しましょ。
- ・加古郡リサイクルプラザを有効に利用しましょ。

【事業者】

- ・リサイクル技術の普及、開発に取り組みましょ。
- ・家庭系ごみ分別方法に準じた資源化に取り組みましょ。
- ・資源ごみの自主回収ルートを確立しましょ。
- ・古紙回収による紙類の資源化に取り組みましょ。
- ・厨芥類、厨房からでるごみ類の堆肥化に取り組みましょ。

【行政】

- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等による適正処理を推進します。
- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシの配布と活用の周知と啓発を行います。
- ・住民に対して分別収集の周知、指導を行います。
- ・資源物集団回収事業の助成を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザでの再生品の利用を促進します。

(適正処理に関する指針)

【住民】

- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシで確認して分別しましょ。
- ・ごみステーションへの不適切排出を防止監視で注意しましょ。(行政に連絡をお願いします。)

【事業者】

- ・家庭ごみステーションへの便乗排出を行わない。
- ・自ら処理できない場合は、許可業者へ処理を委託しましょう。

【行政】

- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシの配布と活用の周知と啓発を行います。
- ・住民、事業者への適正処理の周知、啓発、誘導を行います。
- ・広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した適正処理の意識高揚をはかります。

(計画の進行管理)

- ・住民、事業者、行政が一体となった取組の推進がはかれるよう計画の進行管理をおこないます。
- ・実施計画の策定により実効性を確保します。
- ・環境保全審議会での評価、提言、意見の把握をはかります。
- ・住民からの提言、意見を把握します。

(施策の評価)

- ・毎年度のごみの減量化、資源化の状況の実態を把握します。
- ・環境保全審議会での評価、ごみ減量化推進委員や住民からの提言、意見を元に評価を実施します。
- ・評価結果をフィードバックし、新たな施策の取組をはかります。
- ・基本計画策定時の基礎資料としての活用、目標設定の際の目安とします。

5-4 発生抑制、資源化の取組の現状

5-4-1 発生抑制の取組

- ・レジ袋削減の取組みとして、コープこうべ・兵庫南農業協同組合・マックスバリュ西日本(株)・(株)マルアイの事業者と消費者団体、そして町の三者で「レジ袋削減推進に向けた取り組みに関する協定を締結しました。(稲美町は(株)エーコープ近畿とも協定締結)
- ・構成町広報、ホームページ、各種イベントを利用したごみ減量の指導や啓発を行います。
- ・プラザ学習棟にてペビー用品の貸し出し、廃家具の展示販売や制服の交換により再利用の促進します。
- ・1日150kgを超えた多量排出の一般家庭ごみを直接、稲美町清掃センターに持ち込む場合は、10kgあたり80円の処理手数料を徴収します。(手数料改正:平成28年10月)
- ・ごみステーションへの事業者や他地域の便乗排出が散見されることから監視カメラを導入して、不適切排出への対応を強化します。
- ・増加している稲美町の事業系可燃ごみに対して、展開検査を強化するとともに事業系指定ごみ袋制度を導入します。(指定袋制度:令和2年10月)

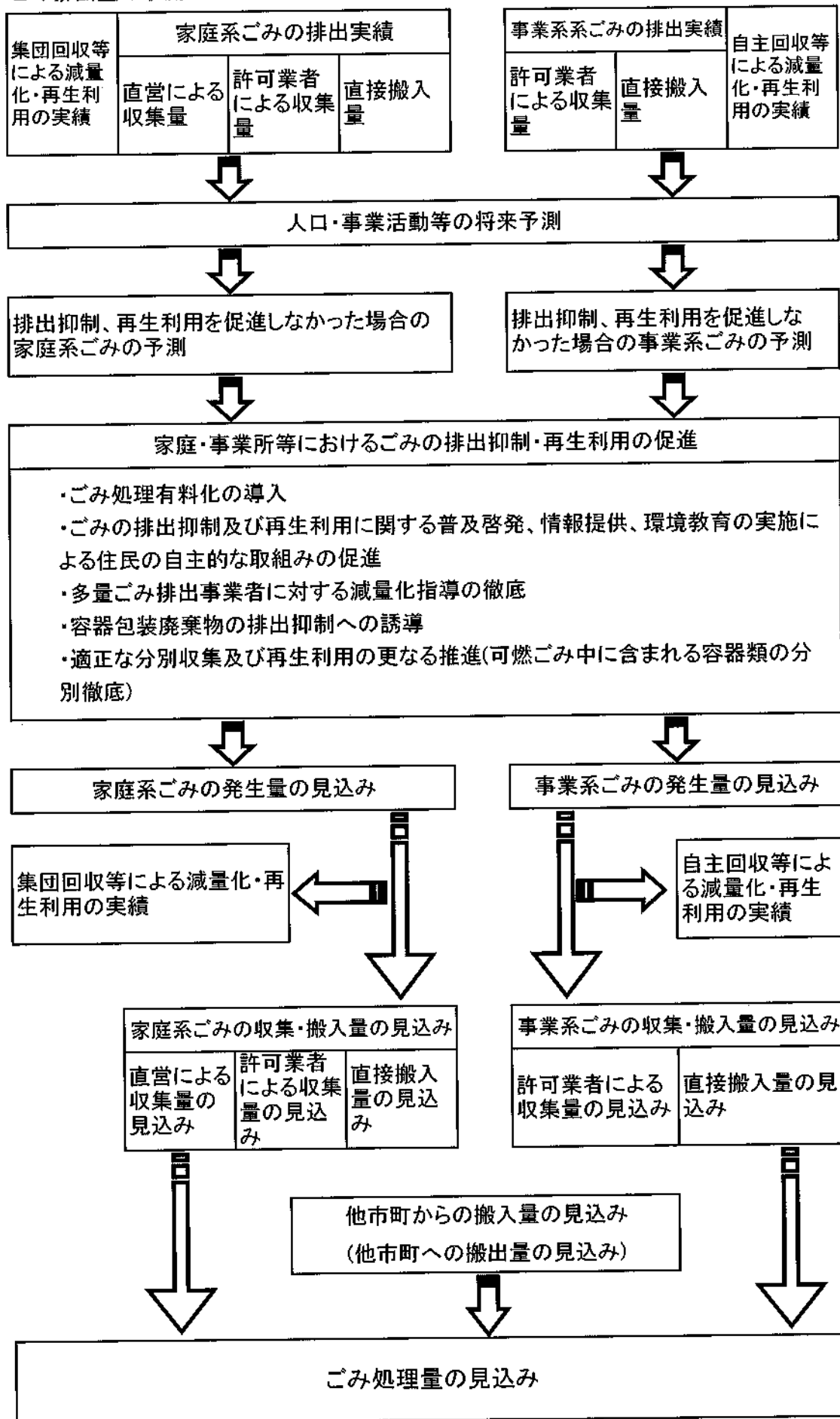
5-4-2 資源化の取組

- ・本圏域における資源ごみの定期収集による資源化の推進
- ・資源ごみの適正排出を図るため、ごみの分け方・出し方のチラシ配布、広報、ホームページやアプリ等を活用した周知、啓発の実施
- ・圏域住民による加古郡リサイクルプラザ等への資源ごみの自己搬入による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ搬入剪定枝のチップ化による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ学習棟での環境教室として、紙すき等の体験教室の実施
- ・事業系の刈り草等の草類について、焼却する可燃ごみから、たい肥化を目的とする資源ごみとします。(草類のたい肥化:平成30年1月)
- ・稲美町清掃センターから排出する焼却残渣の一部をセメントリサイクルとして資源化します。(セメントリサイクル:平成30年10月)

5-4-3 その他の取組

- ・加古郡リサイクルプラザの情報公開

5-5 ごみ排出量の予測



5-5-1 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック容器類等の分別収集の適正排出の指導等による資源化量、リサイクル率の向上を目指すとともに可燃ごみの排出量の減少をはかっています。今後、大きな減少は期待できないと予測できることから、住民等の直接搬入が多く、野外焼却の規制がされている剪定枝木や抜根についてチップ化を拡大することにより、更なる資源化量及びリサイクル率の向上、可燃ごみの減少をはかります。

また、可燃ごみについて今後も適正排出・適正処理を積極的に推進、各家庭による生ごみの堆肥化促進、資源ごみの分別促進による可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の減少を見込み、人口減も伴い総排出量を微減と予測しています。

予測の手順としては、将来人口を設定し、過去の5年間排出実績に基づき1人1日当りの発生量(g/人・日)を算出し、この実績をトレンド法を用いて将来推計した上で、設定した将来人口を乗じながら、期待できる施策効果を加味して推計しています。

なお、将来人口については、広域計画との整合性をはかるため、「東播臨海広域市町圏におけるごみ処理施設整備基本計画」(平成26年3月)における予測値を使用します。

家庭系ごみの1人1日平均排出量(平成26～30年度実績)

単位:g/人・日

区 分		平 均
可燃ごみ	稲美町	495
	播磨町	515
	圏域	506
不燃ごみ・粗大ごみ	稲美町	50
	播磨町	52
	圏域	51
資源ごみ	稲美町	34
	播磨町	44
	圏域	39
集団回収	稲美町	91
	播磨町	61
	圏域	76
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	670
	播磨町	672
	圏域	672

将来人口

単位:人

区 分	平成30年度	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度
稲美町	31,846	31,846	31,846	31,846
播磨町	34,281	34,281	34,281	34,281
合 計	66,127	66,127	66,127	66,127

家庭系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

家庭系ごみの年間排出量の予測

単位:t

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	稲美町	5,600	5,520	5,440
	播磨町	6,017	5,950	5,900
	圏 域	11,617	11,470	11,340
不燃ごみ・粗大ごみ	稲美町	594	577	560
	播磨町	680	665	650
	圏 域	1,274	1,242	1,210
資源ごみ 総排出量	稲美町	525	525	525
	播磨町	620	670	720
	圏 域	1,145	1,195	1,885
うち プラスチック製容器包装類	稲美町	150	150	150
	播磨町	240	240	240
	圏 域	390	390	390
うち ペットボトル・空きびん・ 空き缶・古紙・古布など	稲美町	375	375	375
	播磨町	380	430	480
	圏 域	755	805	855
集団回収	稲美町	1,000	1,080	1,120
	播磨町	780	790	800
	圏 域	1,780	1,870	1,920
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	7,719	7,702	7,645
	播磨町	8,097	8,075	8,070
	圏 域	15,816	15,777	15,715
うち 資源化量	稲美町	2,075	2,155	2,195
	播磨町	2,360	2,550	2,680
	圏 域	4,435	4,705	4,875
うち 資源化率	稲美町	26.9%	28.0%	28.7%
	播磨町	29.1%	31.6%	33.2%
	圏 域	28.0%	29.8%	31.0%
将来人口推計	稲美町	31,846	31,846	31,846
	播磨町	34,281	34,281	34,281
	圏 域	66,127	66,127	66,127
【家庭系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	664.1	662.6	657.7
	播磨町	647.1	645.4	645.0
	圏 域	655.3	653.7	651.1

※資源化量には、中間処理後の再生利用量及び剪定枝等を含みます。

※人口推計については、「東播臨海広域市町圏におけるごみ処理施設整備基本計画」
(平成26年3月)における予測値を使用します。

5-5-2 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、古紙回収等による資源化の促進、分別等による適正処理の周知、啓発により資源化の量の増加、リサイクル率の向上が見込まれる一方、廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみの排出量に大きな減少は期待できないと予測されています。剪定枝木や草類についてチップ化やたい肥化を拡大することにより、更なる資源化量及びリサイクル率の向上、展開検査による適正排出への指導や指定ごみ袋制度(稲美町)による可燃ごみの減少をはかります。

事業系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

事業系ごみの年間平均排出量(平成26～30年度実績)

単位;t

区 分		平 均
可燃ごみ	稲美町	2,911
	播磨町	1,948
	圏 域	4,859
粗大ごみ	稲美町	23
	播磨町	67
	圏 域	90
資源ごみ	稲美町	107
	播磨町	289
	圏 域	396
事業系ごみ 総排出量	稲美町	3,041
	播磨町	2,304
	圏 域	5,345

※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

※播磨町の可燃ごみには、高砂市の事業系ごみは含んでいません。

事業系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

事業系ごみの年間排出量の予測

単位;t

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	稲美町	3,000	2,800	2,500
	播磨町	1,980	1,940	1,900
	圏 域	4,980	4,740	4,400
粗大ごみ・資源ごみ	稲美町	200	350	500
	播磨町	650	670	690
	圏 域	850	1,020	1,190
事業系ごみ総排出量	稲美町	3,200	3,150	3,000
	播磨町	2,630	2,610	2,590
	圏 域	5,830	5,760	5,590
将来人口推計	稲美町	31,846	31,846	31,846
	播磨町	34,281	34,281	34,281
	圏 域	66,127	66,127	66,127
【事業系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	275.3	271.0	258.1
	播磨町	210.2	208.6	207.0
	圏 域	241.5	238.6	231.6

※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

5-5-3 ごみ総排出量

家庭系ごみ、事業系ごみを合わせた総排出量の予測を下記の表に示します。

ごみの年間排出量の予測

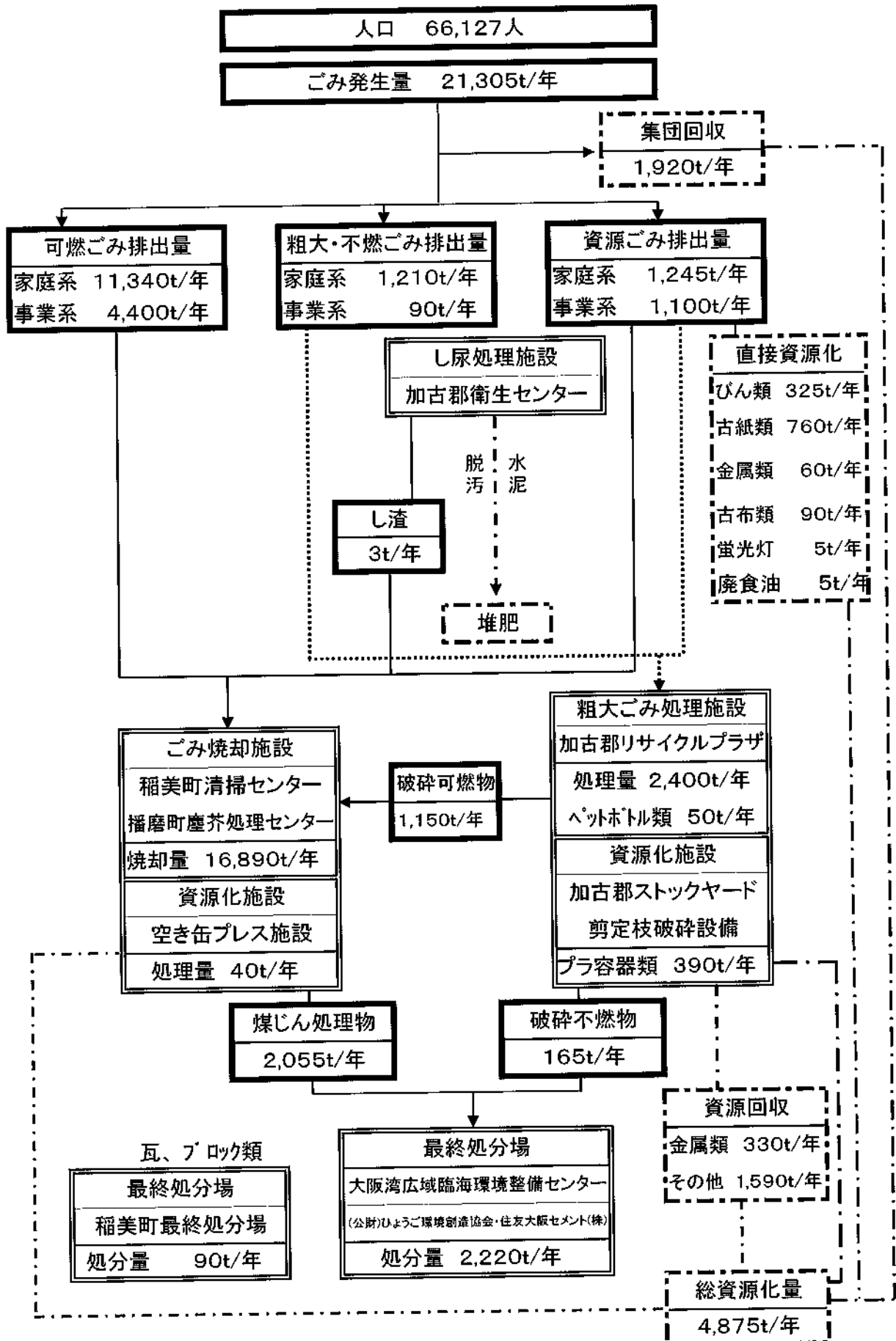
単位:t

区 分		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	
可燃ごみ	稲美町	8,600	8,320	7,940	
	播磨町	7,997	7,890	7,800	
	圏 域	16,597	16,210	15,740	
不燃ごみ・粗大ごみ (事業系剪定枝・草類含む)	稲美町	794	927	1,060	
	播磨町	1,330	1,335	1,340	
	圏 域	2,124	2,262	2,400	
資源ごみ	稲美町	525	525	525	
	播磨町	620	670	720	
	圏 域	1,145	1,195	1,245	
集団回収	稲美町	1,000	1,080	1,120	
	播磨町	780	790	800	
	圏 域	1,780	1,870	1,920	
ごみ総排出量	稲美町	10,919	10,852	10,645	
	播磨町	10,727	10,685	10,660	
	圏 域	21,646	21,537	21,305	
	うち 資源化量	稲美町	2,075	2,155	2,195
		播磨町	2,360	2,550	2,680
		圏 域	4,435	4,705	4,875
	うち 資源化率	稲美町	19.0%	19.9%	20.6%
		播磨町	22.0%	23.9%	25.1%
		圏 域	20.5%	21.8%	22.9%
将来人口推計	稲美町	31,846	31,846	31,846	
	播磨町	34,281	34,281	34,281	
	圏 域	66,127	66,127	66,127	
【家庭系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	664.1	662.6	657.7	
	播磨町	647.1	645.4	645.0	
	圏 域	655.3	653.7	651.1	
【事業系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	275.3	271.0	258.1	
	播磨町	210.2	208.6	207.0	
	圏 域	241.5	238.6	231.6	
【家庭+事業系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	939.4	933.6	915.8	
	播磨町	857.3	854.0	852.0	
	圏 域	896.8	892.3	882.7	

※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

※事業系の「剪定枝」は、粗大ごみに含みます。

最終目標年度(令和3年度)のごみ処理状況の流れ



※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

5-6 収集運搬計画

5-6-1 分別して収集するごみの種類及び分別の区分

分別して収集するごみの種類及び分別の区分を下記の表に示します。

(令和3年度)

分別区分		収集運搬形態		収集回数	排出場所
家庭系ごみ	可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	委託方式	2回/週	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
	不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
	粗大ごみ 長尺可燃ごみ※	稲美町	委託方式	3回/年	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	直営方式	1回/月	ごみステーション(約130ヶ所)
	あきびん類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	委託方式		ごみステーション(約100ヶ所)
	ペットボトル	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
	あき缶類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
	プラスチック製容器類 ※	稲美町	委託方式	1回/週	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
	紙類(分別)	稲美町	委託方式	2回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
	布類	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)
スプレー缶等	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
蛍光灯・乾電池 使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)	
使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)	
食用廃油	播磨町	直営方式	1回/月	各コミセン、ごみステーション(一部)	

※ 令和3年11月から新設、なお、プラスチック製容器類は可燃ごみに変更(稲美町)

収集しないごみ

事業系ごみ	店舗、事務所、事業所の一般廃棄物	業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入することが義務付けられています。 搬入処理手数料 130円/10kg
引越の際などに出る一時の多量ごみ、一般家庭から排出されるオートバイ(排気量125cc以上)、自動車の部品、タイヤ、バッテリー、消火器、ドラム缶、農機具等の大型機械類、農薬、劇薬、ピアノ、仏壇、廃油(固化処理されていないもの)、耐火金庫、FRP船、石、家屋の改造・解体による建築廃材(がれき類、スレートなど)		排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。(稲美町のオートバイは回収協力店へ) ※引越ごみを引越業者が、直接、処理処理に搬入することは廃棄物処理法施行規則によりできません。

扱わないごみ

ごみ品目	主な処理相談先
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法対象品は、購入先(買い替えも含む)の販売店 または 兵庫県電機商業組合加盟の協力店
産業廃棄物、建築廃材(住宅設備、材木、ブロック等)	(一社)兵庫県産業資源循環協会 または 請負業者など
オートバイ	購入店 または 自動車修理工場・解体業者
自動車の部品	購入店 または 二輪車リサイクルコールセンター
プロパンガスボンベ	ボンベに記載されている販売店 または (一社)LPガス協会
消火器(汚損しているもの)	消防設備取扱店 または (株)消火器リサイクル推進センター
薬品、農薬等	購入店 または 製造元 または 農協(農薬の場合)
薬品、農薬等	購入店 または シンナー取扱店
注射器など感染性医療廃棄物	受診された医療機関 または 薬局
FRP船	(一社)日本マリン事業協会リサイクルセンター

5-6-2 収集区域

稲美町全域及び東新島を除く播磨町全域とします。

5-6-3 ごみステーション

ごみステーションの位置は、その場所にごみを排出する住民の要望・総意に基づき、ごみ収集作業の安全性及び収集車の安全運行が確保できる場所として設置しています。

今後は、地区による密度の格差や分別の細分化等を勘案しながら、段階的にごみステーション数及び設置場所、排出容器等の設定の見直しを行います。

5-6-4 ごみ中継

播磨町は、広域処理開始後のごみ収集運搬業務や住民・事業者の利便性等を検討し、令和4年度に向けてごみ量の多い可燃ごみを対象とする播磨町広域ごみ処理中継施設を整備します。

また、広域ごみ処理施設に搬入する際に他のごみと分けて搬入するなどの条件がある粗大ごみについては、両町住民が直接搬入する不燃粗大ごみと合わせて加古郡リサイクルプラザで中継業務を行います。

5-6-5 収集・運搬車両

稲美町は、令和4年度の広域ごみ処理開に向けて、ごみ収集運搬業務の強化をはかり、安定的な収集運搬体制を構築します。播磨町は、中継施設から広域ごみ処理施設までの運搬をコンテナ方式で効率化するとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、環境負荷の小さい車両の採用について検討を行います。

5-6-6 ごみの戸別収集

一人暮らしの高齢者や身体が不自由な方などを対象に直接収集を行う福祉的収集事業を、稲美町「ふれあい収集」、播磨町「戸別収集」として実施します。

5-6-7 まとめ

収集運搬体制について、全てのごみの適正処理が行われるよう、その収集運搬体制の確保に努めます。

5-7 ごみの適正処理及び実施主体

5-7-1 家庭系ごみ

家庭系ごみの処理は、2-4の直営又は委託方式で収集を実施し、これ以外の家庭系ごみは、排出者が処理施設へ自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するものとします。

このほか、各種リサイクル法対象物、適正処理困難物、一時的に多量排出されるごみは、それぞれ定められた方法により処理を行うものとします。

家庭系ごみの適正処理及びその実施主体について、下記の表に示します。

排出区分	処理方法	処理主体	
可燃ごみ(燃えるごみ)	焼却、残渣埋立	稲美町	稲美町清掃センター
		播磨町	播磨町塵芥処理センター
不燃ごみ(燃えないごみ) 粗大ごみ	資源化 <small>破碎選別後、残渣は焼却又は埋立</small>	加古郡リサイクルプラザ	
資源ごみ(あきびん類、あき缶類、紙類、布類)	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町のあき缶類は播磨町塵芥処理センター)	
資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器類、蛍光灯、乾電池)	資源化	加古郡リサイクルプラザ (加古郡ストックヤード)	
スプレー缶等	資源化	稲美町	廃品回収業者または資源化業者
食用廃油	資源化	播磨町	資源化業者

- ・家電リサイクル法等の対象品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン)は、排出者が法に従い再商品化のために業者に引渡しを行います。
- ・適正処理困難物は、排出者が専門業者又は取扱店へ処理のための引渡しをします。
- ・一時的に多量排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼します。
- ・在宅医療廃棄物のうち、注射針、注射器は受け取られた医療機関又は薬局に引渡します。
- ・小型家電は、両町庁舎に設置した回収ボックスやイベントでの回収及び不燃ごみ中からピックアップにて回収し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引き渡します。
- ・体温計、血圧計や温度計など水銀が使用された製品について、両町庁舎に設置する回収ボックスなどを通してできる限り速やかに回収します。
- ・剪定枝、草類は、施設に直接搬入できる場合は、資源ごみとして扱います。

5-7-2 事業系ごみ

事業系ごみの処理は、事業者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するものとします。

事業系ごみの適正処理及びその実施主体を下記の表に示します。

排出区分	処理方法	処理主体	
可燃ごみ(燃えるごみ)	焼却、残渣埋立	稲美町	稲美町清掃センター
		播磨町	播磨町塵芥処理センター
粗大ごみ 剪定枝、草類	破砕選別後、残渣は焼却又は埋立 資源化	加古郡リサイクルプラザ	
資源ごみ(紙類、布類(対象外あり))	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町の紙類は播磨町塵芥処理センター)	

・特別管理一般廃棄物は、排出者が廃棄物処理法に従い処理を行います。

5-8 目標達成のための施策

5-8-1 家庭系ごみ

- ① 家庭系ごみの分別収集は、基本的には今後とも現状の収集形態で積極的に取り組むものとし、資源化のための分別収集の周知、啓発をはかり、資源化量の増加、ごみ減量化を推進します。
- ② 家庭系ごみのうち、あきびん類、あき缶類、紙類、布類を除く資源ごみは、加古郡リサイクルプラザ及び加古郡ストックヤードにおいて中間処理による資源化を推進します。
- ③ 家庭系ごみのうち、播磨町で発生するあき缶類は、播磨町塵芥処理センターあき缶プレス施設において中間処理による資源化を推進します。
- ④ 加古郡リサイクルプラザにおいては、一般家庭から排出される剪定枝、廃消火器、廃バッテリー、廃タイヤの直接搬入による受入を実施し、適正処理を確保するとともに選別等による資源化を推進します。
- ⑤ 搬入された廃小型家電のうち、携帯電話・デジタルカメラ・ゲーム機等の高品位のものは選別工程においてピックアップ回収を行うとともに町イベント等でボックス回収も行い回収量の増加をはかりながら、より付加価値の高い資源化を推進します。
- ⑥ 廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみについて更に適正処理を積極的に推進します。
- ⑦ ごみステーションに一時的に多量排出されるごみや不適切排出・不法投棄されるごみに対して今後研究・検討を進めます。
- ⑧ 処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知をはかります。
- ⑨ 具体的な施策を以下に示します。

◎資源ごみの定期的な収集や回収ボックスを利用して小型家電等の資源化を推進します。



家電リサイクル法該当品目



パソコンのモニター

